特記仕様書（建設キャリアアップシステム活用推進モデル工事）

１ 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「ＣＣＵＳ」という。）の普及促進

を図るため、ＣＣＵＳに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率

等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評定を実施する試行工事で

ある。

２ 受注者は、ＣＣＵＳに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キ

ャリアアップカードのカードリーダーを設置する。

３ 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

・下請企業

建設業法（昭和24 年法律第100号）第２条第５項に規定する下請負人のうち、

工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及

び当該工事現場での施工が２週間以内の企業を除く。

・技能者

下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が２週間以内の者を除く。

・ＣＣＵＳ登録事業者

下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の

情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するＣＣＵＳ

の利用者をいう。

・ＣＣＵＳ登録技能者

技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するＣＣＵＳの利用者をいう。

・登録事業者率

ＣＣＵＳ登録事業者の数／下請企業の数

・登録技能者率

ＣＣＵＳ登録技能者の数／技能者の数

・就業履歴蓄積率

建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ

入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数

・平均登録事業者率

４に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値

・平均登録技能者率

４に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値

・平均就業履歴蓄積率

４に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値

４　受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始

期から半年後を初回とし、以降３ヶ月に１回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、計測頻度については、受発注者の協議により変更することがある。

５　受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率９０％以上（建築一式は７０％以上）、平均登録技能者率８０％以上（建築一式は５０％以上）及び平均就業

履歴蓄積率５０％以上（建築一式は３０％以上）（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点を行う。

６　受注者は、ＣＣＵＳ活用にかかる費用（登録、機器設置費用、現場利用費等）を負担するものとする。